

【別添1】

「自動車ドア水圧体験装置」制作業務委託 仕様書（案）

1 委託名

「自動車ドア水圧体験装置」制作業務委託

2 趣旨

この仕様書は、令和7年4月運用開始予定の岡山市消防水難救助訓練施設の1階展示ホールにおいて、市民が豪雨や台風等により、水没した自動車内に取り残された際のドアにかかる水圧の大きさを体験し、予防・対応策を学び、風水害に関する防災意識の向上を図ることを目的として、「自動車ドア水圧体験装置」制作業務を委託するために必要な事項を定める。

なお、特定方法は、本仕様書6項について企画提案を公募し、提出された企画提案書を岡山市消防局（以下「当局」という。）の自動車ドア水圧体験装置制作業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）において審査し、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

3 委託期間

契約日から令和7年3月7日（金）まで

ただし、履行場所は現在建築中であるため、履行場所での作業開始は、令和7年1月（予定）からとなる。

4 履行場所

- (1) 住所 岡山市南区浦安南町 495 番地 88（岡山市南消防署敷地内）
- (2) 名称 岡山市消防水難救助訓練施設（令和6年12月完成予定）

5 自動車ドア水圧体験装置の制作エリア

【別図】「岡山市消防水難救助訓練施設1階平面図」で示す1階展示ホール内の一部（床面 2.5m×1.8m、高さ 2.8m）

6 自動車ドア水圧体験装置の制作概要

次の(1)から(8)の条件を満たし、臨場感ある効果的な演出及び体感できるよう制作すること。

- (1) 水圧で自動車ドア（運転席ドア）が開けにくくなる疑似体験ができる装置とすること。
- (2) 自動車ドアの圧力設定（水深設定）は3段階とし、体験者がボタン操作等で容易に選

択できる方式にすること。また、見学者にも体験者の圧力設定（水深設定）が分かりやすいものにすること。

- (3) 圧力設定等の動力源は、一般的な家庭用コンセント（単相100V）とすること。
- (4) 都市型水害を受けた街並みなど、臨場感がある効果的な演出をすること。
- (5) 小学生から高齢者までの市民が体験するため、怪我の防止について十分な対策が取られていること。
- (6) パネル等に体験の目的、操作手順及び水害時の注意事項などを記すこと。
- (7) 多数の体験者の利用に十分耐えうる強度を有しており、使用に伴う劣化を考慮したメンテナンス性に優れたものとする。
- (8) その他、次の条件を満たすこと。
 - ① 本制作業務委託については、本仕様書に従い履行するものとするが、明記されていない事項でも、その性質上、当然必要となるものが生じた場合は、当局の指示に従い履行すること。
 - ② 独自の提案があれば積極的に提案すること。
 - ③ 制作完了後、調整を行うこと。

7 提出書類等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、次の書類等を当局に提出すること。
 - ① 工程表（様式5）
 - ② 着手届（様式6）
 - ③ 業務責任者の氏名
- (2) 受託者は、作業を開始するに当たり、事前に次の書類を添付した作業計画書を当局に提出し、承認を得ること。
 - ① 完成予想イメージ図
 - ② 使用機器リスト（仕様を含む。）
- (3) 受託者は、現場での作業を開始する前に作業員名簿を提出すること。
- (4) 受託者は、委託が完了したときは、次の①から④の書類を提出すること。
 - ① 完了通知書（様式7） 1部
 - ② 各種図面（平面図、機器配線系統図等） 2部
 - ③ 検査結果（制作完了試験結果） 2部
 - ④ 取扱説明書 2部
 - ⑤ その他当局が指示するもの

8 作業場の注意

- (1) 制作は、事前に当局と連絡を取り合い、十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 制作に使用する機器、部品等は、原則として、全て新品とすること。

- (3) 履行場所での作業時間は、原則として、平日（祝祭日を除く。）午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、時間を延長して作業を行う場合は、事前に当局と協議すること。
- (4) 作業中に万一事故が発生した場合は、速やかに当局へ連絡するとともに、その補償等については、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (5) 作業は、建築物、既存機器等に損傷を与えないように養生を行い、管理すること。万一損傷させた場合は、速やかに当局へ連絡するとともに、その修復に係る経費については、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (6) 検査（完了通知書提出後に実施）を行う日程は、当局職員が立会う必要があるので、事前に当局と調整すること。

9 その他

- (1) 受託者は、制作完了後、設置機器等に故障・変質等が発生した場合は、引き渡し日から 1 年間無償で交換、修理及び調整等を行うこと。
- (2) 制作にあたり、写真、新聞及び雑誌等の素材を使用する場合、借用のための使用料等は、受託者が負担するものとする。
- (3) 本仕様書において不明な事項及び疑義が生じた場合は、当局と協議の上決定するものとする。